

別紙 1

○国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則例（平成 18 年 9 月 20 日付け保発第 0920002 号・別紙・別添 1）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>○○県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則</p> <p>（拠出金の額の決定及び通知）</p> <p>第十一条（略）</p> <p><u>第十一条の二 連合会は、各年度につき、各会員市町村の当該年度の前年度（平成二十八年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度）の八十万円超合算額並びに各都道府県内のすべての会員市町村の当該年度の前年度（平成二十八年度にあつては、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度）の八十万円超合算額の合算額を、当該年度の十月一日までに当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。</u></p>	<p>○○県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則</p> <p>（拠出金の額の決定及び通知）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>（新設）</p>